

千代田区地域福祉交通「風ぐるま」運行計画策定・変更見直し指標（素案）

本指標は[千代田区地域福祉交通「風ぐるま」の運行に係る協定書]等、区と締結された協定に基づき、その協定の相手方たる事業者（以下「運行事業者」という。）が道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)に基づき認可を受け実施する区内の所定の停留所を巡回する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「風ぐるま事業」という。）について、地域公共交通という風ぐるま事業の性格に鑑みて、その運行計画の策定・変更を検討する際に用いる、一定の指標を設けるものとする。

1 指標の目的と策定の背景

風ぐるま事業の運行計画を策定・変更するにあたり、地域の要望や特性に配慮しつつ、公共交通としての役割を果たし、もって地域福祉交通の向上を目的とする。

平成 28 年 1 月 4 日から再編による運行を開始した風ぐるまについて、多くの意見・要望が寄せられている。しかし、限られた資源の中で、すべての要望に対応することは難しく、相反する要望については、慎重に検討する必要がある。そのため、見直しについて一定の指標を作成し、その指標を基に見直しを行っていくこととする。

2 指標

運行計画における主要項目である「ルート」、「停留所」及び「ダイヤ」の見直しについて下表のとおり取り扱うこととする。なお、以下の表中にある「運行協議会」とは地域福祉交通「風ぐるま」運行協議会を指すものとする。

表 1

	運行協議会に報告し、直ちに検討を開始するもの	運行協議会に報告し、他の見直し検討時に、同時に検討するもの	運行協議会に報告し、その意見を聞くもの	今後の課題として、受け止めるもの
区に関連する施設が新たに開設される場合	区が、直営または委託等による重要な高齢者又は障害者福祉施設で、多くの利用者が見込める施設	区が、直営または委託等による高齢者又は障害者の福祉の向上に資する施設	高齢者や障害者等の生活に寄与する生活施設	集合住宅など、多くの利用者が見込める施設

区内の 交通空白地 解消を目的と する場合	—	鉄道駅及び他のバス 交通の停留所が半径 800m以遠の地域	鉄道駅及び他のバス 交通の停留所が 半径 200m以遠の地域	—
ルート内の停 留所の設置間 隔を調整する 場合	—	停留所間隔が 800m以 上あるとき	同様の要望が多く寄せら れたとき又は町会等の代 表者からその町会等を代 表した要望が寄せられた とき	要望が寄せられたとき
利用状況を 踏まえて実施 する場合	—	他に比して特に利用 が少ないとき	他に比して利用が少 ないとき	利用者の指摘によ り、利用が少ないと 認められるとき
要望受け実 施する場合	—	—	同様の要望が多く寄せら れたとき又は町会等の代 表者からその町会等を代 表した要望が寄せられた とき	要望が寄せられたとき
その他	—	—	区または運行事業者 が必要と認める 場合	—

3 策定・見直しに際しての留意事項

(1) ルート

ルートは、公共施設等が区の北部に集中して立地していることに踏まえ、再編する以前の風ぐるま（以下、「旧風ぐるま」という。）のルートをできるだけぎり踏襲し、北部地域の福祉施設を中心に巡回運行するルートとしている。

(2) 停留所

風ぐるまは、福祉施設や駅周辺など、福祉交通として必要と思われる場所に停留所を設置している。また、旧風ぐるまにおいてはフリー降車が可能であったが、現在の風ぐるまは交通安全上フリー降車は認められていない

め、なるべく多くの停留所を設置し、より目的地に近い場所で降りていただくよう取り組んでいる。

(3) ダイアグラム（時刻表）

旧風ぐるまと同様の運行時間帯（8：30～18：30）を基本としたダイアグラムとしている。また、始（終）発（着）を区役所から改めることで、実質的に始（終）発の延伸をした（平成 28 年 11 月 28 日改正）。しかし、なお運行時間の拡大の要望は寄せられており、採算性を考慮しつつ検討課題とする。また、現行のダイアグラムで利用者の生活リズムが既に定着していると考えられるため、積極的な時刻改正は行わず、慎重に検討する必要がある。

(4) 留意事項

現在の風ぐるまは、旧風ぐるまにおける課題であった「運転間隔の短縮」、「乗員超過の解消」、「車両のバリアフリー化」等について、平成 24 年度から 25 年度にかけて、「風ぐるま見直し検討会」において抜本的な見直しについて検討を行い、平成 26 年 2 月にまとめられた提言書を基に見直しを行った。

現行のルート等を変更する場合には、当時の風ぐるま見直し検討委員会で検討された事項等を踏まえ、以下の点に留意する。

- ① 1 ルートあたりの巡回時間について、概ね 1 時間程度とする。
- ② 1 ルートあたりの停留所数について、概ね 25 基程度とする。
- ③ 1 ルートあたりの運行本数について、概ね 1 時間に 1 本とする。
- ④ 料金、定期券（区民パスポート含む）に関する事等、運賃に関する事項については、協定の効力を損なうことのないように、協定期間内の見直しは原則行わないこととする。